

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「法」という。）、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）、<u>第一種指定電気通信設備接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「<u>接続料規則</u>」という。）及び<u>接続料規則の一部を改正する省令</u>（平成十七年総務省令第十四号。以下「<u>改正接続料規則</u>」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（特定接続料の算定方法）</p> <p>第四条 法附則第十六条第二項の総務省令で定める方法は、各事業年度において前条に規定する接続料を算定する際に用いた方法（改正接続料規則附則第十七項に規定する方法を除く。）と同一の方法とする。ただし、<u>接続料規則</u>第八条及び第十四条の規定の適用については、東会社の原価及び利潤並びに通信量等と西会社の原価及び利潤並びに通信量等とを合算して算定するものとする。</p> <p>（交付金額の算定方法）</p> <p>第五条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める方法により算定した額（以下「<u>交付金額</u>」という。）は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。</p> <p>一 東会社の、イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 第三条に規定する機能ごとに、算定値（同条に規定する機能ごと</p>	<p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「法」という。）、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）、<u>接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号）及び<u>接続料規則の一部を改正する省令</u>（平成十七年総務省令第十四号。以下「<u>改正接続料規則</u>」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（特定接続料の算定方法）</p> <p>第四条 法附則第十六条第二項の総務省令で定める方法は、各事業年度において前条に規定する接続料を算定する際に用いた方法（改正接続料規則附則第十七項に規定する方法を除く。）と同一の方法とする。ただし、<u>接続料規則</u>第八条及び第十四条の規定の適用については、東会社の原価及び通信量等と西会社の原価及び通信量等とを合算して算定するものとする。</p> <p>（交付金額の算定方法）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 第三条に規定する機能ごとに、算定値（同条に規定する機能ごと</p>

<p>2 (略)</p>	<p>二 (略)</p>	<p>に、東会社の原価及び利潤並びに通信量等と西会社の原価及び利潤並びに通信量等とを合算しないで前条（ただし書を除く。）に規定する方法を用いて算定した値をいう。以下同じ。）に他事業者に係る需要の実績値を乗じて得た額を合計した額</p>
<p>2 (略)</p>	<p>二 (略)</p>	<p>に、東会社の原価及び通信量等と西会社の原価及び通信量等とを合算しないで前条（ただし書を除く。）に規定する方法を用いて算定した値をいう。以下同じ。）に他事業者に係る需要の実績値を乗じて得た額を合計した額</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。